

2008年8月29日

愛媛県知事

加 戸 守 行 殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会長 木原忠幸



外国人研修・技能実習制度の適正運用を求める要請書

外国人研修・技能実習制度は、我が国で開発され培われた技術・技能・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設されました。そして、平成18年の在留資格「研修」の新規入国者は、初めて9万人を超え、技能実習への移行者数も4万人を超えていました。また、愛媛県では構造改革特別区域法に基づき平成15年11月に認可された「愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区」により、外国人研修生の受入れ枠が拡大されており、県内には多くの研修・技能研修生が在留しています。

しかしながら、本来の目的である「技術等の移転を通じた国際貢献」が、研修生・実習生を受け入れている機関の中には、この趣旨を理解せず、『安価な労働力』として受け入れている機関が少なからず存在し、賃金未払い等の労働基準法違反のみならず、重大な「人権蹂躪」が行われている実態があり、連合愛媛にも数多くの相談が寄せられています。

こういった一部の受入機関では、研修生が実質的に低賃金労働者として扱われていたり、技能移転のための適正な実習指導等が行われていない等の問題が生じており、国においても「実務研修中の研修生の法的保護のあり方」等について「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出」等必要な措置を講じることとされています。

問題を解決するためには制度の廃止を含めた抜本的な改正が必要と考えておりますが、それまでの間、外国人研修・技能実習生が現在の制度の趣旨に沿った研修を受けることができるとともに生活の安定が図られるよう、以下について要請いたします。

記

1. 中小企業等協同組合法等に基づき設立が認可されている事業協同組合等の中で、外国人研修生の共同受入れ等を実施している事業協同組合等について、制度の趣旨を再周知するとともに法令に違反するがないよう指導されたい。
2. 外国人研修・技能実習生が法令違反や人権侵害等により生活の安定が損なわれないよう、関係機関と十分な連携を図るとともに、関係団体に法令遵守の徹底を周知されたい。

以上